

千葉県告示第807号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和元年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
かがやきのまち 千葉中央教室 千葉県千葉市中央区本町三丁目7番5号 ベリスビル201	株式会社ブリッジ 千葉県千葉市中央区本町一丁目4番2号	令和元年 10月1日	1250101514	児童発達支援・放課後等デイサービス